

## 高等学校教諭免許状取得

### （高C）中学校教諭一種免許状と実務経験を基に、一種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第8（他校種の免許状の取得）

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち	
高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	良好な成績の実務年数	3
		修得を要する単位数	12

**【注意】**

取得免許状と基礎免許状に別の定め（規則）があります。

**高C案内最下段【注意】参照**

※1 実務年数は「中学校」「中等教育学校」「高等学校」「義務教育学校の後期課程」「特別支援学校の中学部又は高等部」における主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての実務年数。

※2 基礎免許状は申請に係る教科についての免許状。実務年数は申請の免許状に係る教科を担当した期間。（S35.6.3 委大第六〇号）

＜修得単位の内訳＞ 高等学校教諭一種

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3		0	・各教科の指導法 2 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 2	4	8	12

備考① この表における単位の修得方法は、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄及び「大学が独自に設定する科目」に掲げる科目の単位を含めて、総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

備考② 各教科の指導法の単位は、受けようとする免許教科について修得するものとする。

備考③ 生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目の単位はすべての事項を含んで修得するものとする。（教育職員免許法施行規則第十八条の二：平成22年度「教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に係る解釈変更について」にて通知→平成24年4月1日より施行）

備考④ 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。

備考⑤ 地理歴史、公民、情報、工業については下記のとおり「大学が独自に設定する科目」を修得するものとする。

授与を受けようとする教科	修得を要する教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌 <b>※上記の1以上の科目から修得</b>	1単位
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 <b>※上記の1以上の科目から修得</b>	1単位
情報	情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術 <b>※上記からそれぞれ1単位以上修得</b>	3単位
工業	工業の関係科目 職業指導 <b>※上記からそれぞれ2単位以上修得</b>	4単位

注（ ）書きの内容を含めて修得するものとする。

中学校等での実務年数3年に加え（平成28年4月1日以降の）高等学校等での実務年数がある方は以下のように取得することができます。

（教育職員免許法施行規則第18条の2備考4の規定の適用）

高等学校等の実務年数は、「学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校」「高等学校」「中等教育学校」「特別支援学校の高等部」における教員としての実務年数。

※「教員」とは、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことをいう。

〔教育職員免許法第2条〕

<修得単位の内訳> 高等学校教諭一種

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3 +		0	・各教科の指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 2	3	6	9
3 +		0	・各教科の指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 1	2	4	6

備考① 地理歴史、公民、情報、工業については、下記のとおり「大学が独自に設定する科目」を修得するものとする。

備考② その他の単位の修得方法は、在職年数3年の備考と同様。

授与を受けようとする教科	修得を要する教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌 ※上記の1以上の科目から修得	1単位
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 ※上記の1以上の科目から修得	1単位
情報	情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術 ※上記からそれぞれ1単位以上修得	3単位
工業	工業の関係科目 職業指導 ※上記からそれぞれ2単位以上修得	4単位

注 ( ) 書きの内容を含めて修得するものとする。

別記高第1表 高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目(教育職員免許法施行規則第5条)

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌
公民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) 音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
工芸	図法・製図 デザイン 工芸制作(プロダクト制作を含む。) 工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
書道	書道(書写を含む。) 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学・公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)

免許教科	教科に関する科目
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術
農業	農業の関係科目 職業指導
工業	工業の関係科目 職業指導
商業	商業の関係科目 職業指導
水産	水産の関係科目 職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解
商船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

備考① 英語以外の外国語の教科については、英語の例により修得するものとする。

備考② 「」内の科目は、その1以上にわたって修得するものとする。

※「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」とは

第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法
		特別活動の指導法
		教育の方法及び技術
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
第5欄	教育実践に関する科目	教職実践演習

(教育職員免許法施行規則第5条第1項の表)

**【注意】**

教育職員免許法施行規則第十八条の三第一項〔免許状に係る教科〕

有している中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く)の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)
宗教	宗教